

Polaris

長町南小学校 第6学年通信

NO. 7

2020. 5. 8 (金)

《子どもたちへ 「学校の今！」》

コロナ騒動にも動じず、季節の移ろいをしっかりと映し出し、学校は静かに皆さんを待っています。5月の学校の様子を写真で紹介します。

どこか、分かりますか。



色とりどりの花が、今、満開です。

この場所は？

ヒントは、後ろの百葉箱です。



跡地に春の七草「ハハコグサ」が咲いています。

この場所は？

ヒントは、塩おにぎりおいしかったね。



何の葉っぱかな。理科で使うよ。

この場所は？

ヒントは、フェンスが近くににあります。



エアコン工事も着々と進行しています。

この場所は？

ヒントは、日陰にならないか心配…。

臨時休校の間も、学校は日々の移ろいを見せています。しばらくぶりで出会う友達も、きっと、変化していることでしょう。互いに成長した姿で、登校日を迎えたいものですね。(何より、体も心も健康でいてくれたら、何よりうれしいことです。)

6年生 家庭での学習の進め方について その⑦ 社会編

6年生の社会は「政治」と「歴史」の学習が2つの大きな内容です。1学期は「政治」を中心に「歴史」も同時並行で学習していきます。今回は「政治」の学習の進め方について紹介します。最初に「日本国憲法」について学習していきましょう。

※準備物…社会の教科書，社会のノート，資料集，自力学習カード（印刷して活用してください。）

◎「わたしたちの生活と政治」の学習の進め方（例）

①きまりについて考える。

▽身の回りにおけるきまりをあげてみよう。

- ・（例）家には5時前に帰る。赤信号の時，横断歩道を渡ってはいけない。
- ・
- ・

②憲法(けんぽう)について考える。

- ・国のきまりには「法律（ほうりつ）」「政令（せいれい）」「条約（じょうやく）」「条例（じょうれい）」「憲法（けんぽう）」などがあります。聞いたことがある言葉はありますか？

▽この中で，1番優先して守らなければならないきまりは何だろう。

- ・国の最高のきまりを「憲法（けんぽう）」と言います。
- ・日本の最高のきまりは「日本国憲法(にほんこくけんぽう)」です。
- ・国の決まりの強制力については，優先性があります。上にあるきまりほど優先になります。

憲法(けんぽう)

→条約(じょうやく) ※調べてみよう。

- ・条約とは()きまりである。

→法律(ほうりつ)

(例) 教育基本法，道路交通法

- ・聞いたことがある法律を挙げてみよう。()

→政令(せいれい) ※調べてみよう。

- ・政令とは()きまりである。

以下，次のように続きます。

→省令(しょうれい)

→通達(つうたつ)

※社会科資料集も上手に活用してみよう。

→条例(じょうれい)

→区や地域の決まり

→校則や家庭の約束事 ※優先性が低くても守りましょう。

※憲法とは，国の最高の決まりです。憲法に違反するきまりは一切認められません。

- ・「憲法は国の最高法規であって，その条規に反する法律，命令，詔勅（しょうちよく）及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しない。」（98条1項）

③日本国憲法が生まれた背景について考える。

▽下の絵は昭和22年に、当時の文部省（現在の文部科学省）が発行した「あたらしい憲法のはなし」という本に掲載された絵です。



▽何かが捨てられ燃やされています。
何を捨てている絵でしょう。

▽白い□の部分には、ある言葉が入ります。
何という言葉でしょう。(漢字4文字)

※次ページに絵を拡大してあります。

◆ヒント その1

- ・「▽▽」や「□□」などの「◇◇◇」が捨てられています。
- ・代わりに、鉄道や輸送船や自動車などが生まれています。

◆ヒント その2

- ・4文字の熟語は「○○放棄」です。何を放棄（ほうき、捨て去ること）しようとしているのでしょうか。

※現在の日本国憲法は、過去の「○○」を反省し、2度と「○○」をしないという固い決意を世界に表明したものです。

5月は「日本国憲法」が施行（実際に日本国憲法が効力を発生した日）された月です。日本国憲法が生まれて70年以上が経ちますが、世界平和の考えを最も大切にしたい憲法として、世界の国々からも手本にされています。

日本国憲法には「3つの柱」があります。今回の答えと一緒に、今後のホームページで学習していきます。

